

令和4年度東京都東村山市国民健康保険事業特別会計予算

上記の議案を東村山市議会に提出する。

令和4年2月24日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

令和4年度東京都東村山市国民健康保険事業特別会計予算

令和4年度東京都東村山市国民健康保険事業特別会計予算は、別紙に定めるところにより議決を得たい。

## 令和4年度東京都東村山市国民健康保険事業特別会計予算

令和4年度東京都東村山市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,799,080千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、800,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年2月24日提出

東京都東村山市長

渡 部 尚

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 税		3,097,792
	1 国 民 健 康 保 険 税	3,097,792
2 一 部 負 担 金		2
	1 一 部 負 担 金	2
3 国 庫 支 出 金		5
	1 国 庫 補 助 金	5
4 都 支 出 金		10,656,880
	1 都 補 助 金	10,656,879
	2 財 政 安 定 化 基 金 交 付 金	1
5 財 産 収 入		3
	1 財 産 運 用 収 入	3
6 繰 入 金		2,016,625
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,630,194
	2 基 金 繰 入 金	386,431
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 諸 収 入		27,772
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	15,108
	2 雑 入	12,664
歳 入 合 計		15,799,080

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		251,045
	1 総 務 管 理 費	143,236
	2 徴 税 費	105,051
	3 運 営 協 議 会 費	699
	4 趣 旨 普 及 費	2,059
2 保 険 給 付 費		10,510,629
	1 療 養 諸 費	9,051,998
	2 高 額 療 養 費	1,383,331
	3 移 送 費	71
	4 出 産 育 児 諸 費	42,020
	5 葬 祭 諸 費	11,750
	6 結 核 ・ 精 神 医 療 給 付 金	17,800
	7 傷 病 手 当 金	3,659
3 国民健康保険事業費納付金		4,764,463
	1 医 療 給 付 費 分	3,357,142
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	978,924
	3 介 護 納 付 金 分	428,397
5 保 健 事 業 費		234,763
	1 保 健 事 業 費	39,289
	2 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	195,474
6 基 金 積 立 金		4
	1 基 金 積 立 金	4
7 公 債 費		2,975
	1 公 債 費	2,975
8 諸 支 出 金		32,201
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	32,201
9 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歳 出 合 計		15,799,080